

令和6年度 大和郡山市保育所・認定こども園入所案内

この入所案内では、保育所および認定こども園に入所を希望する場合の手続きについて、ご案内します。

保育所・認定こども園とは

保育所とは、児童福祉法に基づいて、保護者の労働、又は疾病等の理由で家庭において乳幼児を保育することができない保護者にかわって、養護と教育の一体化した保育を行い、心身の健全な発達を目的とする児童福祉施設です。

認定こども園とは、「幼稚園」と「保育所」の機能が連携し一体となったもので、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の2つを備え、都道府県知事から認定を受けた施設です。

支給認定について

保育所や認定こども園などを利用する際には、保護者の方がその保育の必要性に応じて「認定」を受けていただく必要があります。

認定の申請は、保育所・認定こども園の入所申込みと同時に受付します。

○認定の種類

対 象	認定区分	利用施設	
お子さんが満3歳以上で、幼稚園を希望する方※1	1号認定	幼稚園・認定こども園	
お子さんが満3歳以上で、保育所を希望する方※2	2号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園
		短時間利用	
お子さんが満3歳未満で、保育所を希望する方※2	3号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園 地域型保育※3
		短時間利用	

※1：公立幼稚園への入園を希望する場合は、各幼稚園にて認定申請を受け付けます。また、私立幼稚園への入園を希望する場合についても、各幼稚園へお問い合わせください。

※2：2号認定・3号認定を希望する場合は、保育が必要である事由が必要です。（詳しくは4ページを参照）

※3：地域型保育とは、定員19人以下の少人数単位で、0～2歳児を保育する市町村の認可事業です。

2号認定・3号認定は、「保育の必要量（就労時間等）」に応じて、「保育標準時間（11時間利用）」「保育短時間（8時間利用）」の2種類に区分されます。

認定こども園（1号認定）を希望する場合

入所対象者

認定こども園（1号認定）への入所は、満3歳以上で、小学校就学前までの幼児を対象としています。保育所・認定こども園（2号・3号認定）への入所と違い、「就労」を行っているかなどの「保育の必要性」は問いません。

入所資格のある年齢は、以下のようになります。

- ① 3歳児：令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日生まれのお子さん
- ② 4歳児：平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日生まれのお子さん
- ③ 5歳児：平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日生まれのお子さん

入所申込に必要な書類

認定こども園（1号認定）への入所を希望する方は、下記の必要書類をご準備の上、認定こども園へ提出してください。

※申請書および必要書類の提出は、公立認定こども園のみ保育支援課でも可能です。

- ① 申請書類一式
 - 児童1人につき1部必要です。
 - 子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書
 - 児童調査書
- ② マイナンバー（個人番号）の届出

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。

詳しくは、11ページをご確認ください。
- ③ その他

各家庭の状況に応じて、その他の書類をお願いすることがあります。

給食費

○給食費は、指定された金融機関の口座から振替によるお支払いをお願いしております。公立園につきましては、毎月末に振替を行います。（月末が金融機関休業日の場合、翌営業日）

※私立認定こども園につきましては、各園で振替日が異なります。

■公立の場合…大和郡山市保育料口座振替依頼書（市内に支店・本店を置く金融機関）を直接取扱金融機関まで提出をお願いします。（認定こども園への提出は必要ありません）。

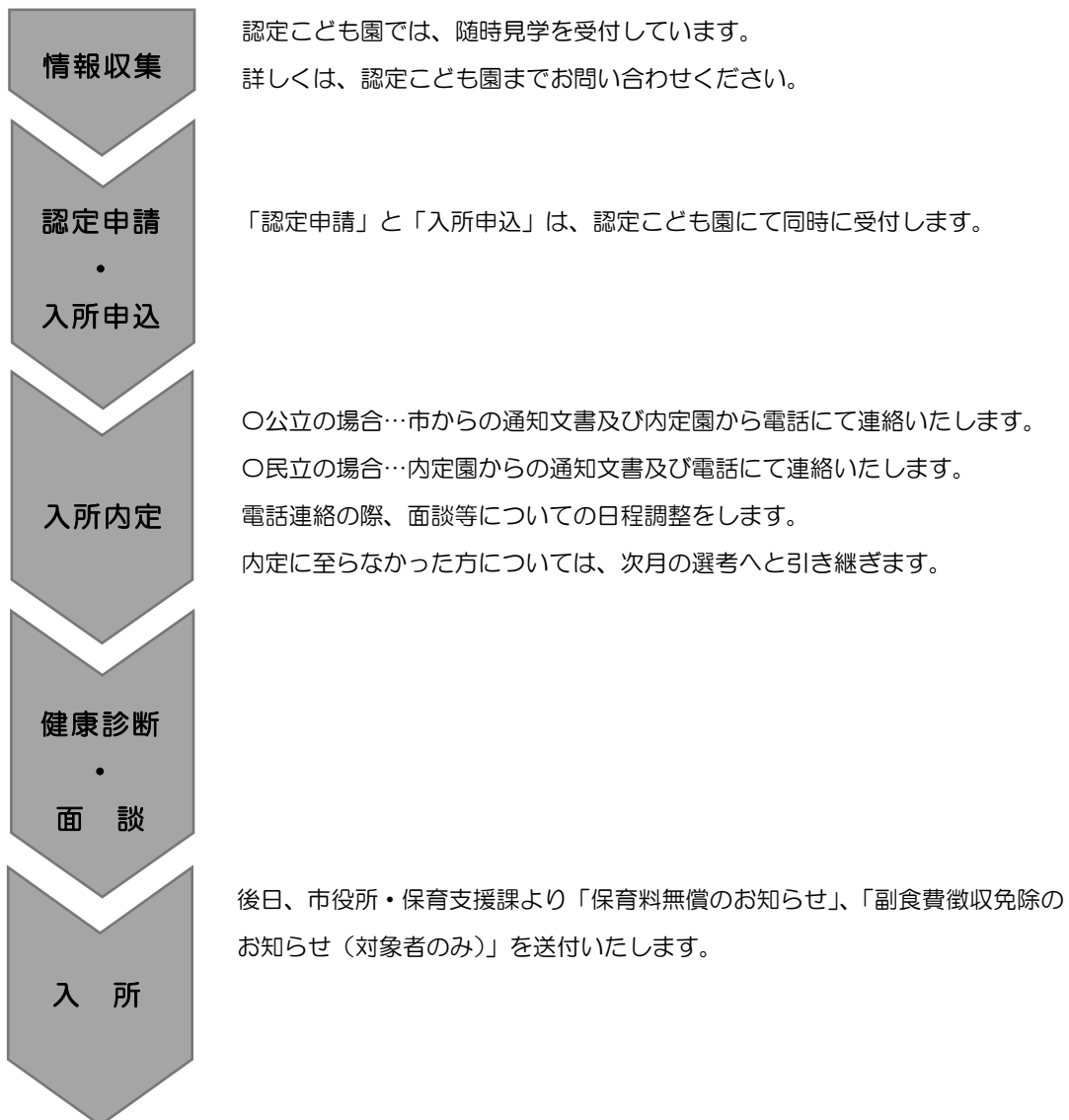
■私立の場合…園指定様式の提出をお願いします。（園よりご案内致します）。

○入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、給食費を全額納入していただきます。

○月の途中で退所されても、給食費の還付はいたしません。

認定こども園（1号認定）を希望する場合

入園までの流れ



保育所・認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合

「保育の必要性」について

保育所での保育の実施は、その児童の保護者のいずれもが下記の各号のいずれかに該当し、当該児童の保育の必要性が認められる場合に行います。

- ① 就労（月48時間以上の就労が必要）
- ② 妊娠・出産（分娩予定月とその前後2か月の5か月間のみ有効）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期間入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（就労誓約書の提出から、3ヶ月以内に就労して頂く必要があります）
→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に市内の保育園で保育を利用している子どもの継続利用
生まれた子が満1歳に達する日の属する月の末日まで有効。
※生まれた子の市内保育所等の入所が保留となり育児休業を延長した場合は、当該育児休業取得期間の満了する月の末日まで有効。
→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

入所対象年齢

保育所・認定こども園への入所は、小学校就学前までの乳幼児を対象としていますが、保育の実施開始年齢（月齢）が施設により異なりますのでご注意ください。

（市内認可保育園・認定こども園一覧表8～9ページを参照）

入所申込に必要な書類

保育所・認定こども園（2号・3号認定）への入所を希望される方は、下記の必要書類をご準備の上、市役所保育支援課へ提出してください。

- ① 申請書類一式
→ 児童1人につき1部必要です。
 - 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼 施設利用申請書
 - 家庭状況調査書
 - 児童調査書

② 当該児童の保育の必要性を証明する、保護者についての書類

→ 保護者1人につき1部以上必要です。

1. 就業を理由とする場合

■就労証明書（月48時間以上の就労が必要）

○外勤 →雇用主の証明

○内職 →依頼主の証明

○自営業 →就労証明書に加え客観的に自営を証明できるもの（開業届、確定申告書の写し等）を添付

2. 妊娠、出産を理由とする場合

■母子健康手帳の写し

3. 保護者の疾病、障害を理由とする場合

■医師の証明書、診断書 ■障害者手帳等の写し いずれか1点

4. 親族の介護・看護を理由とする場合

■医師の証明書・診断書（介護を要する程度が記載されたもの）

■障害者手帳等の写し いずれか1点

5. 災害復旧を理由とする場合

■り災証明書

6. 求職活動を理由とする場合

■就労誓約書 ■ハローワークの受付票

→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。

7. 就学・職業訓練を理由とする場合

■就学等(予定)証明書

8. 虐待・DVのおそれがある場合

9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもの継続した利用が必要である場合

■就労証明書（育児休業期間が記載された証明書）

→保育短時間認定（利用時間8：30～16：30）となります。

10. その他、市町村が認める場合

→保育支援課までお問い合わせください。

③ マイナンバー（個人番号）の届出

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。

詳しくは、11ページをご確認ください。

- ④ 保育料・給食費（主食費・副食費）の口座振替に関する書類
大和郡山市保育料口座振替依頼書（市内に支店・本店を置く金融機関）
入所後は、保育料・給食費（主食費・副食費）を口座振替にて毎月納入をお願いしておりますので、金融機関の窓口で手続きをしてください。（保育支援課への提出は必要ありません）
なお、国立認定こども園については、各園で口座振替の手続きをお願いします。
- ⑤ その他
各家庭の状況に応じて、その他の書類を請求することがあります。

保育料・給食費（主食費・副食費）

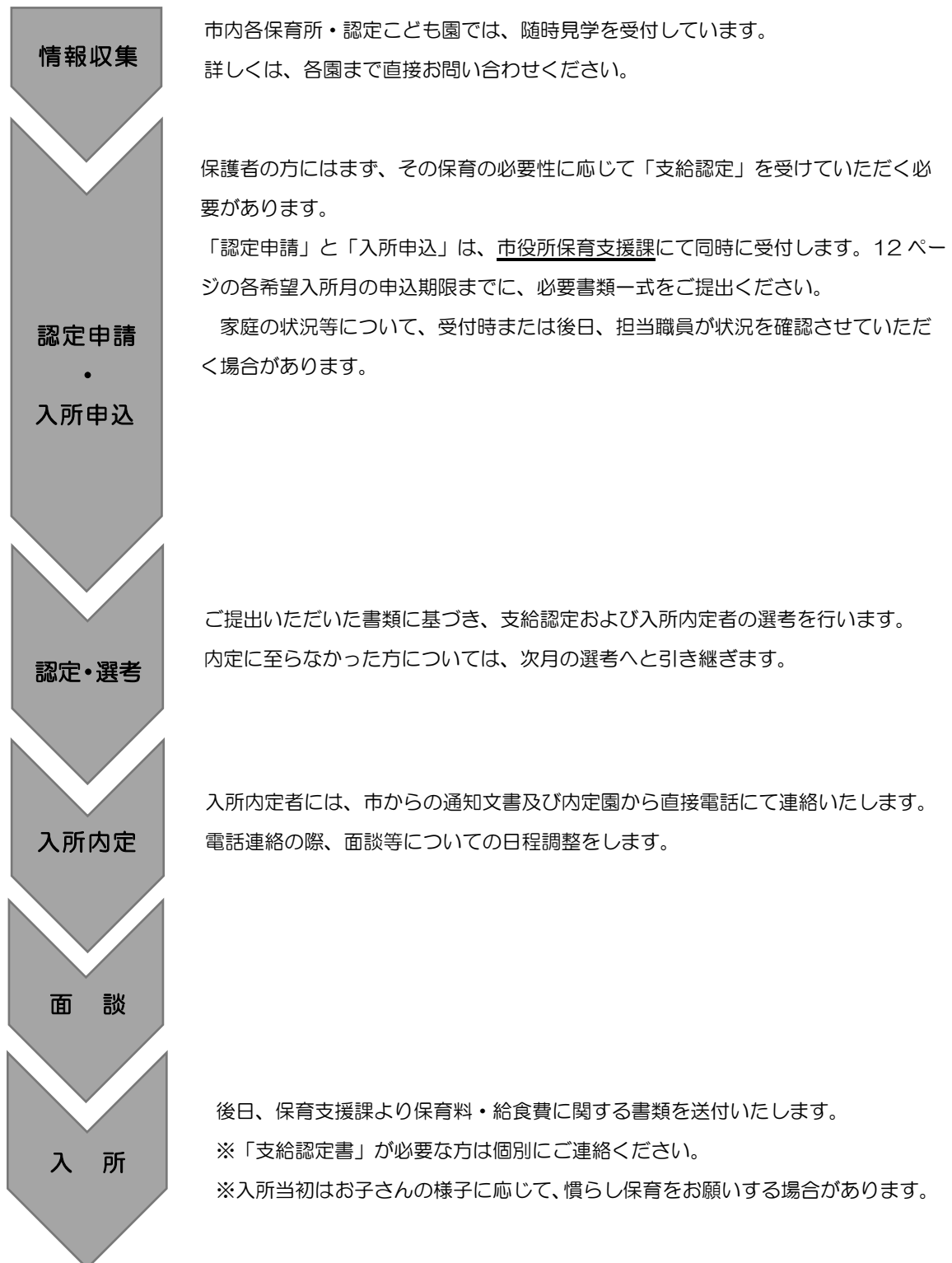
- 保育料等は、入所児童の属する世帯（原則として父母）の市町村民税の額に応じて決定されます。（ただし、児童の扶養形態や父母の課税状況によっては同居家族の税額を合算する場合があります。）
- 前期（4月～8月）の保育料等算定には前年度分の市町村民税額、後期（9月～3月）の保育料等算定には現年度分の市町村民税額を用います。
- 保育料は、3歳児以上は無償化の対象となっております。3歳未満児につきましては、市町村民税に応じて異なります。
年齢は当該年度の4月1日現在の満年齢によるものとします。
- 保育料は、公立保育所、国立保育所、認定こども園を問わず、同じ月額表を適用して算定します。
- 保育料等は、指定された金融機関の口座から振替によるお支払いをお願いしております。公立園につきましては、毎月末に振替を行います。（月末が金融機関休業日の場合、翌営業日）
※国立認定こども園につきましては、各園で振替日が異なります。
- 入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、保育料等は全額納入していただきます。
- 月の途中で退所されても、保育料等の還付はいたしません。

※家庭の状況・就労状況等に異動（離婚・再婚・勤務先変更等）があった場合は、必ず保育所・認定こども園または保育支援課までご連絡の上、必要書類のご提出をお願いします。

※入所時に保育料等を決定した後、税額等に差異が生じた場合は、保育料を更正することになります。それにより生じる保育料の差額は、追加徴収いたします。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合

入所までの流れ



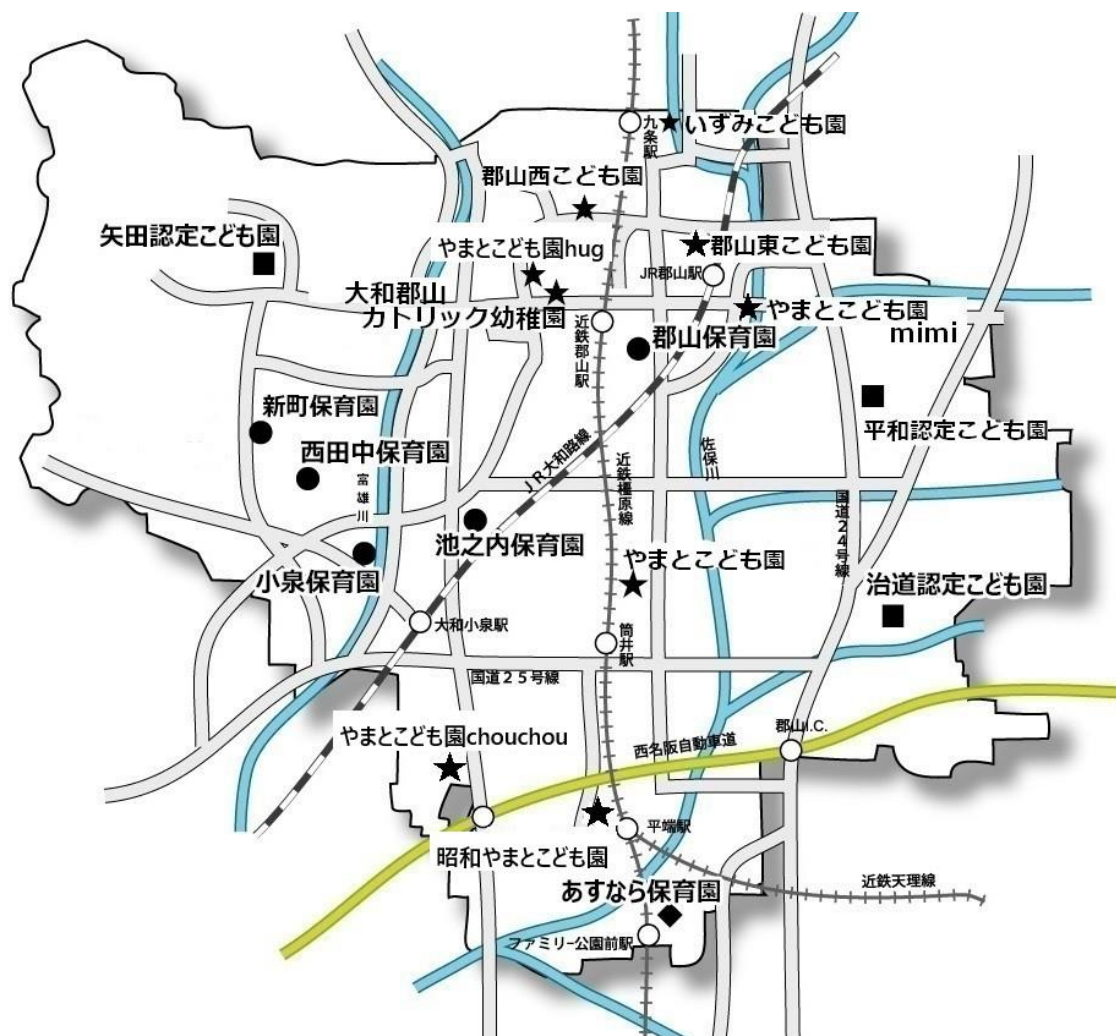
大和郡山市内認可保育園・認定こども園一覧

	施設名	種別	所在地 連絡先 (市外局番0743)	定員	保育開始	開所時間		
						平日	土曜	日・祝
公立	小泉保育園	保育園	小泉町 1553 TEL:53-1618	120	6ヶ月	7:30 19:00	7:30 16:30	
	池之内保育園	保育園	池之内町 223-3 TEL:52-3248	70				
	西田中保育園	保育園	西田中町 90-5 TEL:52-3178	190				
	郡山保育園	保育園	柳町 45-6 TEL:52-4058	60				
	新町保育園	保育園	矢田町 5512-22 TEL:54-1647	50		7:30 18:30	7:30 16:00	
	平和認定こども園	幼保連携型 認定こども園	美濃庄町 533 TEL:20-5373	150				
	矢田認定こども園	幼保連携型 認定こども園	矢田町 774 TEL:20-8922	180				
	治道認定こども園	幼保連携型 認定こども園	横田町 254 TEL:56-0760	109				
民立	郡山西こども園	幼保連携型 認定こども園	植槻町 3-11 TEL:52-5425	219	産休明	7:00 19:00	7:00 18:00	
	郡山東こども園	幼保連携型 認定こども園	野垣内町 2-15 TEL:53-3344	179	3ヶ月			
	昭やまこども園	幼保連携型 認定こども園	馬司町 331-55 TEL:56-0811	75	6ヶ月	7:30 19:00	7:30 18:00	
	いずみこども園	幼保連携型 認定こども園	九条町 277-1 TEL:53-1400	105	産休明	7:00 19:00	7:00 17:30	
	やまこども園	幼保連携型 認定こども園	筒井町 145-1 TEL:56-6680	135	6ヶ月	7:00 19:00	7:00 18:00	
	やまこども園 mini	幼保連携型 認定こども園	高田町 280-1 TEL:61-5705	60	6ヶ月	7:30 19:00	7:30 15:00	
	やまこども園 chouchou	幼保連携型 認定こども園	今国府町 60-9 TEL:59-4141	149	6ヶ月	7:00 	7:00 	
	やまこども園 hug	幼保連携型 認定こども園	冠山町 2-33 TEL:85-5100	99	6ヶ月	19:00 	18:00 	
	大和郡山カトリック 幼稚園	幼保連携型 認定こども園	永慶寺町 2-12 TEL:52-4141	125	1歳児	7:30 18:30	7:30 15:30	
	あすなら保育園	保育園	宮堂町 160-1 TEL:57-3715	90	産休明	7:00 20:00	7:30 18:30	

※令和6年4月1日より、「はぐみこども園⇒やまこども園 hug、ふたばこども園⇒やまこども園 chouchou、昭和こども園⇒昭やまこども園」へと園名が変更になりました。

市内認可保育園・認定こども園MAP

●公立保育園 ◆私立保育園 ■公立認定こども園 ★私立認定こども園



お問い合わせ

大和郡山市 すこやか健康づくり部
 保育支援課 保育園・こども園係
 〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4
 TEL : 0743-53-1541 (直通)
 FAX : 0743-53-1049 (代表)

令和6年度 入所申込期間について

希望入所月	申込期限	選考会実施日	入所通知日
令和6年4月	令和5年11月1日～ 令和5年11月15日	令和6年1月12日	2月中旬
令和6年5月	令和6年3月末	令和6年4月2日	4月中旬
令和6年6月	令和6年4月末	令和6年5月2日	5月中旬
令和6年7月	令和6年5月末	令和6年6月4日	6月中旬
令和6年8月	令和6年6月末	令和6年7月2日	7月中旬
令和6年9月	令和6年7月末	令和6年8月2日	8月中旬
令和6年10月	令和6年8月末	令和6年9月3日	9月中旬
令和6年11月	令和6年9月末	令和6年10月2日	10月中旬
令和6年12月	令和6年10月末	令和6年11月5日	11月中旬
令和7年1月	令和6年11月末	令和6年12月3日	12月中旬
令和7年2月	令和6年11月末	令和7年1月7日	1月中旬
令和7年3月	令和6年11月末	令和7年1月13日	2月中旬
令和7年4月	令和6年11月18日 ～ 令和6年11月29日	令和7年1月13日	2月中旬

*選考会実施日及び入所通知日は、変更になる可能性があります。

*申込期限を過ぎての申請は、受付を行いません。

*令和7年1月から令和7年3月までに、入所をご希望される場合の申込期限が11月末と早くなっておりますので、十分ご注意ください。

*民立の認定こども園の1号申請は、幼稚園および公立認定こども園の1号とのみ併願可能です。

*認定こども園の1号と2号の併願申請はできません。

*令和6年度の治道認定こども園2・3号の受入につきましては、園舎の耐震改修工事に伴い、受入を制限します。

保育所・認定こども園の入園申込に必要な書類

種類	必要となる方	確認欄
申請書類		
子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書	すべての方	<input type="checkbox"/>
家庭状況調査書	2号認定・3号認定を希望する方	<input type="checkbox"/>
児童調査書	すべての方	<input type="checkbox"/>
保育が必要な事由を証明するもの ※保護者の方、お一人につき1部必要です。	2号認定・3号認定を希望する方で、 各事由によって、いずれかの書類が必要となります。	
就労証明書（申請日から3ヶ月以内のもの） →市所定の用紙にて勤務先が証明するもの	就業を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
自営業・農業を客観的に証明する書類 →確定申告書（第1表・第2表）、開業届等	自営業・農業をされている方	<input type="checkbox"/>
母子健康手帳の写し	出産を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
診断書 →医療機関が発行したもの	疾病・障害を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
障がい者手帳等の写し	疾病・障害を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
り災証明書	災害復旧を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
就学等(予定)証明書 →市所定の用紙にて学校等が証明するもの	就学を理由として入園を希望する方	<input type="checkbox"/>
就労誓約書	求職活動中の方	<input type="checkbox"/>
ハローワークの受付票		<input type="checkbox"/>
その他		<input type="checkbox"/>
マイナンバー（個人番号）の届出（※）	すべての方	<input type="checkbox"/>
その他、必要に応じて求める資料		<input type="checkbox"/>

※マイナンバー（個人番号）の届出について

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。

■「番号確認」に必要なもの（次のいずれか）

- ・個人番号カード（顔写真付）または通知カード（顔写真なし）
- ・個人番号記載の住民票の写し
- ・個人番号記載の住民票記載事項証明書

■「本人確認」に必要なもの

※個人番号カード（顔写真付）があれば、番号確認と本人確認をこの1枚で行うことができます

- ・公的証明書（顔写真付）の場合・・・1つ必要（運転免許証、パスポート等）
- ・公的証明書（顔写真なし）の場合・・・2つ必要（健康保険証、年金手帳等）

大和郡山市保育料月額表(2号、3号認定用)

(単位:円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0				
第2	第1階層を除き、当該年度4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
第3		市町村民税均等割課税世帯(所得割課税額のない世帯)	14,800	14,500			
第4		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,000	15,700			
第5		市町村民税所得割課税額 48,600円以上65,000円未満	22,800	22,400			
第6		市町村民税所得割課税額 65,000円以上97,000円未満	25,600	25,200			
第7		市町村民税所得割課税額 97,000円以上140,000円未満	33,900	33,300			
第8		市町村民税所得割課税額 140,000円以上169,000円未満	41,100	40,400			
第9		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	49,000	48,200			
第10		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	59,000	58,000			

備考 ①2人以上の児童が保育所に入所している場合のほか、保育所入所児童の世帯から幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合についても児童を算定対象人数に含め、2人目の保育料は上記保育料の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。(10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)児童の数は、年齢が高い順に数える。但し、市町村民税所得割課税額が57,700円未満に認定された場合は、子どもの年齢に関係なく、2人目の保育料は上記金額の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。また、市町村民税非課税世帯については、2人目以上の保育料は無料とする。

②4月から8月までの月分の保育料の額にあつては、前年度の市町村民税額により算定するものとし、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては、今年度の市町村民税額により算定するものとする。

③ 児童の属する世帯が第2階層から第5階層、第6階層のうち市町村民税所得割課税額が77,100円以下に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)の有する世帯等は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料月額とし、2人目以上の保育料は無料とする。

階 層 区 分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 2 階 層	0	0				
第 3 階 層	6,800	6,700				
第 4 階 層	6,800	6,700	0	0	0	0
第 5 階 層	6,800	6,700				
第 6 階 層 の うち (市町村民税所得割課税額が77,100円以下)	6,800	6,700				

※保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。

※定義の年齢については、各年度4月1日時点での年齢により適用するものとする。

一時的保育事業

対象施設

○ 郡山東こども園

対象児童 大和郡山市内に居住する生後3ヶ月目から就学前までの児童

利用時間 8:30～17:00

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園
大和郡山市野垣内町 2-15 TEL:53-3344

○ 郡山西こども園

対象児童 大和郡山市内に居住する生後3ヶ月目から就学前までの児童

利用時間 8:30～17:00

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山西こども園
大和郡山市植槻町 3-11 TEL:52-5425

○ ふたばこども園

対象児童 大和郡山市内に居住する1歳児クラスから就学前までの児童

利用時間 9:30～15:30

お問い合わせ 社会福祉法人 郡山双葉会 ふたばこども園
大和郡山市今国府町 60-9 TEL:59-4141

○ 大和郡山カトリック幼稚園

対象児童 大和郡山市内に居住する1歳児クラスから就学前までの児童

利用時間 8:30～14:00

お問い合わせ 学校法人カトリック・マリスト会学園 大和郡山カトリック幼稚園
大和郡山市永慶寺町 510-1 TEL:52-4141

※詳細につきましては、各園に直接お問い合わせください。

病児保育事業

大和郡山病院 病児保育園「のびのび」

児童が病気の際に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な時に、一時的にお預かりし、保育・看護を行います。

対象者 下記の①～③の全てに該当する市内に在住する児童

- ① 満6ヶ月～小学6年生
- ② 急病等により、医療機関での入院治療は要しないが、安静を確保する必要がある児童
- ③ 保護者が就労等により家庭での保育が困難な児童

利用料金・開園日・利用時間等

【基本利用料金】2000円/日

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯については、基本利用料金の減免制度があります。

【別途料金】

- ・病院受診による診察料、検査料等（負担割合による）
- ・初診時選定療養費 3300円（かかりつけ医等の医師連絡票がない場合等）
- ・延長保育料 500円/日

【開園日】月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）

【利用時間】8時半～17時半（延長保育 17時半～18時）

【利用期間】1回の利用につき、7日以内

【定員】3名（事前予約制）

利用の流れ

1. 利用登録

- ・利用登録書を提出する。（提出先：市役所保育支援課 または 病児保育園「のびのび」）

※記入の際に、健康保険証・医療費助成受給資格証・母子手帳等が必要になります。

2. かかりつけ医等の受診・利用予約

- ・かかりつけ医等を受診し、その際に医師連絡票への記入を依頼する。
- ・病児保育園「のびのび」へ電話予約をする。

3. 受診（利用初日のみ）

- ・大和郡山病院の小児科を受診する。（緊急外来窓口に8時～8時半までにお越しください）

※受診の結果、入院が必要な場合等、病児保育園をご利用いただけない場合があります。

4. 利用

- ・病児保育園「のびのび」に利用申請書を提出する。
- ・持ち物リストをご確認の上、昼食・おやつ等必要なものをご持参ください。

お問い合わせ

大和郡山病院 病児保育園「のびのび」 大和郡山市朝日町 1-62 TEL：88-2244（直通）

大和郡山市役所 保育支援課 大和郡山市北郡山町 248-4 TEL：53-1541（直通）

病後児保育事業

郡山東こども園

病気回復期にある児童の一時的な保育及び看護をすることにより、子育てしやすい環境の整備を図り、児童の健全な育成及び保護者の子育て支援を目的としています。

[出席停止期間中、37.5度以上の発熱がある場合、下痢・嘔吐が激しい場合は、お預かりできません。]

対象児童 大和郡山市内に居住する満6ヶ月目からおおむね10歳までの児童

利用できる日 月～金までの平日（祝祭日、年末年始を除く）

利用時間 午前8：30～午後5：00

費用 利用料：2000円 保険料：200円
食費：給食1食 350円 おやつ1食 50円
午睡布団レンタル費 1回100円

利用方法 郡山東こども園に直接お問い合わせください。利用までには申込書の提出（登録）や家庭調査票などの手続きが必要となります。
なお、利用頂ける人数には制限があります。お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ→説明・申し込み→書類提出、面談→登録→利用開始

注意事項

- (ア) 料金はお迎え時となります。お釣りのないようお願い致します。
- (イ) 食物アレルギーのあるお子さんのみ、お弁当持参となります。
- (ウ) 月に1回弁当日があります。ご了承ください。
- (エ) 保育中に発熱（37.5度以上）の場合はお迎えをお願い致します。その場合、保育料は返金できませんのでご了承ください。

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園
大和郡山市野垣内町2-15 TEL:0743-53-3344